

鶴田町へ定住される方を支援します！！

令和 3 年度鶴田町移住定住促進交付金

町では、移住・定住促進を図るため、町内に住宅を所有しない方が、新たに町内で住宅を取得する場合に、移住定住促進交付金を交付します。

対象物件

居住用として取得した新築・建売・中古住宅で次の①～②の条件を満たす物件

- ①既存住宅の建替えや無償譲渡、贈与、相続により取得する住宅でないこと
 - ②居住用部分の割合が、延べ床面積の2分の1以上、かつ、面積が50㎡以上の住宅であること
- ※建築後1年以上経過した建売住宅は中古住宅扱いとなります。

申請者要件

令和2年4月1日以降に住宅を取得した方で次の①～②の全てを満たす世帯

- ①当該住宅地に住民登録を有し、5年以上の定住を見込む者であること
- ②世帯員が住宅の所有権を2分の1以上有していること（共有持分の場合は共有者の同意が必要です）

○交付額

住宅の区分	基本額	加算額
新築住宅 建売住宅	10万円	(1)圏域※1外転入加算 5万円（または移住※2世帯加算 10万円） (2)子育て加算 子ども(中学生まで)・妊婦1人につき2万円 (3)町内建築業者利用加算 5万円
中古住宅	5万円	(1)圏域※1外転入加算 5万円（または移住※2世帯加算 10万円） (2)子育て加算 子ども(中学生まで)・妊婦1人につき2万円

※1：圏域とは、定住自立圏を構成する五所川原市・つがる市・鱒ヶ沢町・深浦町・中泊町をいいます。
 ※2：移住とは、青森県外からの転入をいいます。

申込受付期限：令和4年2月末日まで ※予算額に達し次第、受付終了となる場合があります

○その他

- ・上記の他、要件の詳細や申請方法は直接お問い合わせいただくか、町ホームページをご覧ください。
- ・旧定住支援交付金の対象者につきましては、引き続き旧制度に基づき交付を受けることになります。

■問い合わせ・申込先

企画観光課 まちづくり班 TEL：0173-22-2111（内線263）

鶴田町長寿祝金等支給制度が改正されます

長寿社会の中で、健康で生きがいを持ち、生涯を安心して過ごせる活力ある町をつくることを目的として、平成4年4月から満95歳到達時には祝金、満100歳到達時にはゴールドメダルの授与をしてきましたが、高齢者福祉の充実を図る観点から、支給制度が変わります。

●変更日

令和4年4月1日

●制度内容

現行：満95歳に達した時に祝金20万円支給
 満100歳に達した時にゴールドメダル授与



変更後：満100歳に達した時に祝金30万円を支給

なお、令和4年3月31日までに該当になった方については、従来の規定通り支給いたします。

詳しくは、下記担当までお問い合わせください。

■問い合わせ先

健康保険課 健康長寿班 TEL：0173-22-2111（内線131）

鶴田町の新婚世帯を応援！！

最大30万円補助

令和3年度鶴田町結婚新生活支援事業

鶴田町では、新婚生活に伴う費用の一部を補助します。

対象期間に婚姻・同居された世帯は、補助対象となる場合があります。お気軽にお問い合わせください。

補助対象世帯

令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦で、次の①～③の全てを満たす世帯

- ①対象となる住居が町内にあり、申請時において夫婦ともに当該住居地に住民登録を有し、居住していること
- ②婚姻届提出日時時点で夫婦ともに39歳以下であること
- ③夫婦の直近の所得の合計額が400万円未満(世帯年収約540万円未満に相当)であること

補助内容

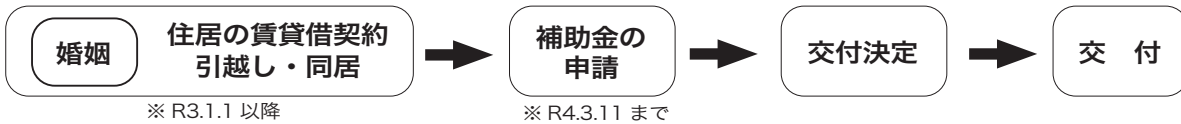
令和3年1月1日から令和4年2月28日までの転入・転居にかかる次の費用

(1世帯当たり上限30万円)

- ・住宅賃貸費用：賃料最大2か月分、敷金、礼金、共益費最大2か月分、仲介手数料
- ・引越し費用：婚姻を機に引っ越した場合に、引越・運送業者に支払った費用

結婚新生活支援補助金 補助までの流れ

※一例となります。詳しくはお問い合わせください。



申込受付期限：令和4年3月11日(金)まで ※先着順のため、予算に達し次第終了

○その他

上記の他、条件があります。詳細や申請方法・必要書類は直接お問い合わせいただくか、町ホームページをご覧ください。

■問い合わせ・申込先

町民生活課 暮らしの窓口班 TEL：0173-22-2111 (内線153)

鶴田町児童育成支援金の廃止および誕生祝金支給制度の制定

児童の健全な育成および資質の向上を図り、有用な人材を育成支援することを目的として、平成4年4月から実施しておりました「鶴田町児童育成支援金」は令和4年4月2日をもって廃止となります。

なお、令和4年4月1日までに該当になったお子さんへの児童育成支援金については従来の規定通りに支給いたします。

廃止

児童育成支援金

夫婦のどちらかが鶴田町に5年以上住所を有し、第3子が出生したときに100万円を支給。

令和4年4月2日からは、「誕生祝金支給」制度が始まります。

新設

誕生祝金支給

出生時にお子さんおよびその保護者が鶴田町に住所を有する場合に、出生児1人につき10万円を支給。

その他制度の詳細については、下記担当までお問い合わせください。

■問い合わせ・申込先

町民生活課 暮らしの窓口班 TEL：0173-22-2111 (内線153)

新型コロナウイルス感染症対策支援制度

鶴田町では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町民の皆さまの生活の安心安全を守るため、さまざまな施策を行っています。

感染症予防対策商品券を配布します（個人向け・町独自事業）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町民の皆さまの生活を支援するために「鶴田町感染症予防対策商品券（第二弾）」を発行し、各世帯に配布いたします。

【対象者】令和3年4月15日現在において、鶴田町の住民基本台帳に記録されている方

【支給額】1人あたり3,000円（500円分の商品券を6枚）

【配布方法】世帯ごとに、世帯主あてに一括で郵送します

※DV被害者などについては、別途郵送での対応が可能です。

【郵送時期】5月下旬郵送を予定

【使用期間】6月1日～9月30日 ※使用期間を過ぎた商品券は使用できません。

【使用可能店舗】町内の加盟店で使用できます

※「鶴田町感染症予防対策商品券（第二弾）」が使用できないお店や、使用できない品目もありますので、ご使用の際はお店等にお尋ねください。



■問い合わせ先

- ・事業の内容に関すること：企画観光課 観光班 TEL：0173-22-2111（内線264・265）
- ・商品券換金手続きに関すること：鶴田町商工会 TEL：0173-22-3414

鶴田町商店等支援臨時給付金事業（事業者向け）

申請期限
令和3年
5/31

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、特に大きな影響を受けている商店等の事業者の方に対し経済的な支援を直接行い、事業の拡大、継続につなげることを目的に給付金を支給します。

【助成対象】鶴田町内に店舗を有し、年間売上額が、令和元年と令和2年を比較して**30%以上減少**している事業者

【給付額】法人事業主：20万円～40万円 個人事業主：10万円～30万円

【申請方法】企画観光課の窓口または郵送にて申請してください。

（申請に必要なものなどの詳細は、町ホームページで確認するかお問い合わせください）

■問い合わせ先・申込先

企画観光課 観光班 TEL：0173-22-2111（内線264・265）

水稻種子助成事業（水稻生産農家向け・町独自事業）

申請期限
令和3年
6/30

町の基幹作物である米の需要が大きく緩んでいることから、水稻生産者の次期作に向けた経費の軽減および生産意欲の向上を図るため、令和3年産用の水稻に係る種子購入の一部を助成します。

【助成対象】鶴田町に住所を有する水稻生産者

※水稻作物面積10アール以上の方。ただし、助成対象面積は10ヘクタールを上限

【対象面積】令和3年度水稻作付面積（加工用米・飼料用米・備蓄米等の主食用水稻以外も対象）

【助成単価】10アール当たり1,010円（上限金額10ヘクタール＝101,000円）

【申請方法】産業課 農業振興班へ申請してください。

（申請に必要なものなどの詳細は、町ホームページで確認するかお問い合わせください）

■問い合わせ先・申込先

産業課 農業振興班 TEL：0173-22-2111（内線291・292・293）

保育等副食費支援

保育等副食費の補助を行います。

【補助期間】令和3年4月～令和4年3月分

※該当する方には通知書を発送してお知らせします。

■問い合わせ先

町民生活課 福祉支援班 TEL：0173-22-2111

学校給食費保護者負担分の支援

町内の小・中学校の給食費を無償化します。

【支援期間】令和3年4月～令和4年3月分

【申請方法】申請等は不要です

■問い合わせ先

鶴田町学校給食センター TEL：0173-22-3171

町職員人事異動

【令和3年4月1日付】

新 職 名	氏 名	前 職 名
課長級		
◇産業課長	佐藤 一人	企画観光課長
◇町民生活課長	下山 和洋	産業課長
◇企画観光課長	神 嘉徳	町民生活課長
総括主幹級		
◇建設整備課土木班総括主幹（昇任）	三浦 良吉	建設整備課土木班主任主査
◇産業課農業振興班総括主幹（昇任）	川村 恵幸	つがる西北五広域連合
◇町民生活課くらしの窓口班総括主幹（昇任）	佐藤 琴美	青森県総務部市町村課
主任主査・主査級		
◇町民生活課福祉支援班主査（昇任）	成田 万貴子	町民生活課福祉支援班主事
◇教育委員会学校給食センター主任主査	石岡 夏美	教育委員会社会教育班主任主査
◇教育委員会社会教育班主査	須藤 丈尋	町民生活課福祉支援班主査
一般職員		
◇企画観光課まちづくり班主事	山田 絵莉沙	企画観光課観光班主事
◇総務課財務班主事	渋谷 大樹	町民生活課くらしの窓口班主事
◇総務課財務班主事	須藤 雄太	産業課農業振興班主事
◇教育委員会学務総務班主事	三浦 夏波	町民生活課くらしの窓口班主事
◇町民生活課福祉支援班主事	佐々木 啓太	総務課財務班主事
◇町民生活課くらしの窓口班主事	長内 みちか	健康保険課国保介護班主事・新型コロナウイルスワクチン接種対策班主事兼務
単労職		
◇教育委員会社会教育班（公民館）用務員	中野 康宏	総務課財務班用務員
派遣		
◇青森県企画政策部地域活力振興課	花田 浩輔	総務課財務班主事
◇つがる西北五広域連合	渋谷 里沙	教育委員会学務総務班主事
◇つがる西北五広域連合	渋谷 朋樹	派遣更新
◇つがる西北五広域連合	神 達郎	派遣更新
◇つがる西北五広域連合	北谷 美香	派遣更新
新採用		
◇建設整備課土木班主事	山本 康太	
◇健康保険課健康長寿班保健師・新型コロナウイルスワクチン接種対策班保健師兼務	吉田 絵里華	
◇健康保険課国保介護班主事・新型コロナウイルスワクチン接種対策班主事兼務	赤城 多恵	
再任用		
◇総務課人事行政班専門員	工藤 都貴子	総務課人事行政班総括主幹
◇建設整備課上下水道班専門員	佐藤 浩美	教育委員会学務総務班専門員
◇教育委員会社会教育班（公民館）専門員	福井 清明	税務会計課税務相談班専門員
◇鶴田小学校用務員	山本 理	教育委員会社会教育班用務員
◇任期満了【3月31日付】	鏡谷 聖	教育委員会社会教育班（公民館）専門員
◇任期満了【3月31日付】	山田 光裕	鶴田小学校用務員
◇任期満了【3月31日付】	神 美幸	健康保険課健康長寿班専門員・新型コロナウイルスワクチン接種対策班専門員兼務
◇任期満了【3月31日付】	上原 明	教育委員会学校給食センター専門員
退職者		
◇定年退職	工藤 都貴子	総務課人事行政班総括主幹
◇定年退職	山本 理	教育委員会社会教育班用務員
◇早期退職	三上 徹	町民生活課くらしの窓口班総括主幹
◇普通退職	工藤 由緒子	企画観光課まちづくり班主事
◇普通退職【国土交通省東北地方整備局へ出向】	梶浦 航也	建設整備課上下水道班主事